

ファミリー・サポート・センターが始まります

ファミリー・サポート・センターは、「子育ての手助けをして欲しい人」と「子育ての手助けをしたい人」が会員となり、信頼関係を築きながら、子どもを預けたり、預かったり・・・。会員相互の助け合いのもと、地域で子育てをサポートする組織です。

▼サポートできる内容

- 保育施設の保育開始前や保育終了後に子どもを預かること
- 学校の放課後または学童保育終了後に児童を預かること
- 保育施設への子どもの送迎
- 冠婚葬祭やほかの子どもの学校行事などの際、児童を預かること
- 買い物など外出の際、児童を預かること
- そのほか、会員の育児に必要な援助
- ※子どもを預かる場合は、原則として協力会員の自宅で行います。
- ※宿泊預かりはありません。

▼会員登録になるには

6月16日(月)から、ファミリー・サポート・センターで登録を始めます。

【依頼会員】

市内に在住か在勤で、小学6年生までのお子さんをもち、子育ての手助けを受けたい人

【協力会員】

市内に在住で、少しでも子育てのお手伝いをしたい人

【両方会員】

時には子育ての手助けを受け、時にはお手伝いしたい人
※協力会員と両方会員の人には、簡単な講習があります。

※援助活動については、ファミリー・サポート・センターで保険に加入しています。

▼登録に必要なもの

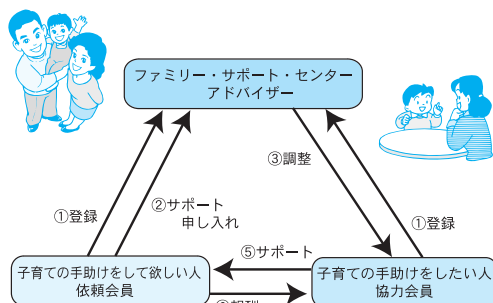
- ①認印 ②写真(3cm×2.4cm) ③お子さんの保険証およびかかりつけ医の電話番号

※協力会員については③は必要ありません。

▼報酬(利用料金)

土曜・日曜日・祝日 および年末年始	平日(月～金)	
	右記以外の 時間帯	午前7時から 午後7時
	30分 450円	30分 450円
		30分 350円

※そのほか、子どもの送迎に協力会員の自家用車を使用した場合は、1回200円。



問合せ ファミリー・サポート・センター(ウエルス幸手内) ☎・FAX(42)8461

人権それは愛 ～結婚～



祖父がなくなった時、60年以上連れ添った祖母が話してくれました。

「私の若いころは、家のしきたりが厳しくて、おじいちゃんと結婚したくても家柄が違うといって親が認めてくれなかったの。だから駆け落ち同然で、一緒になったの。はじめ、お金がなくて、暮らしは大変だった。でも、少しも苦勞と思わなかったよ。子どもにも恵まれて、今では孫にもかこまれて。本当に、おじいちゃんと一緒になれてよかったと思っているよ。」

この話を思い出すたびに、結婚とは、幸せとは何だろうと考えてしまいます。

あなたの知っている人の結婚が決まったら、あなたは二人の結婚を心から祝福してあげられるでしょうか。もし、相手に障がいがあったり、外国人であったり、同和地区の出身であったり、あるいは、年の差があったとしても結婚に反対したりはしないでしょうか。

みなさん、ちょっと考えてみてください。これらの理由で反対するということは、本当に正しいことなのでしょうか。

結婚とは育ってきた環境の違うもの同士が、それぞれの個性を認め合い、新しい家庭を築いていくということではないでしょうか。『この結婚はうまくいくはずがない。お互いに傷つくだけだ。』と決めつけずに話を聞いて、お互いの意志を確認し、見守っていくことが必要なのではないでしょうか。

ただいまー

蛇口ひねって

水ゴクリ

6月1日～7日は「水道週間」です



水質について

市では水道水を安心してご使用いただけるよう、色・濁り・残留塩素（一定以上必要とする塩素濃度）について毎日1回、そのほか水道法で定められた項目については毎月1回（9項目）および年1回（51項目）の水質検査を行っています。

平成19年度の検査結果はすべて法律で定められた基準以下で安全性を確認していますので、安心してご利用ください。

水道メーターの交換

みなさんのご家庭に設置してある水道メーターは、計量法により8年で交換を必要とします。

今年度交換対象となるご家庭には「水道メーター交換のお知らせ」を配布後、幸手市指定給水装置工事業者が交換作業を実施します。
※交換に要する費用は全て市の負担です。

作業は新しいメーターと交換する簡単なものですので立会いは必要ありませんが、敷地内での作業となりますので、留守の場合はあらかじめご了承ください。

なお、作業員については必ず市発行の身分証明書（有印）を携帯しています。最近市の水道管理課から委託を受けたように装い、各家庭を訪問している業者がいるようですので、必ず身分証明書を確認してから話を聞

くなど、ご注意ください。

▼交換期間

○西地区（国道4号線・県道幸手境線の西側）
7月上旬～中旬

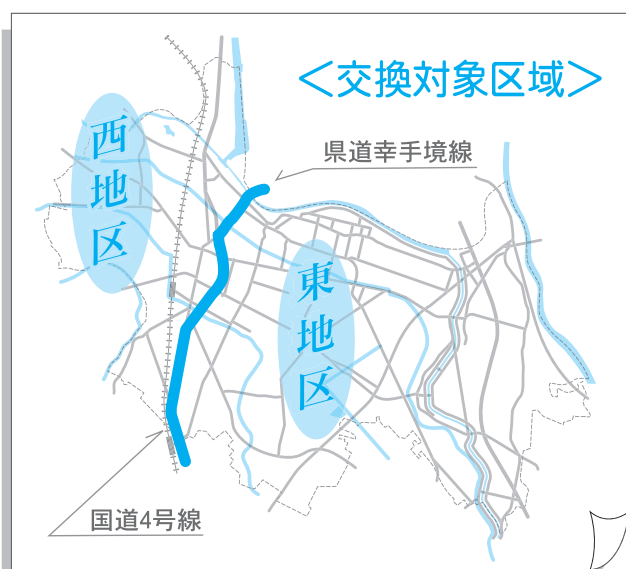
○東地区（国道4号線・県道幸手境線の東側）
7月下旬～8月上旬

○市全域（口径25mm以上）
9月上旬～中旬

※市内地区割りについては左図参照。

問合せ 水道管理課 ☎(48) 0050・FAX(48) 0120

＜交換対象区域＞



※お知らせを配布された対象者のみの交換となります。

第5次

幸手市総合振興計画

を策定します

総合振興計画とは市政の最上位計画であり、今後進めていくまちづくりの方向を定め、それに向かい取り組んでいくための指針となるものです。

市では第4次総合振興計画に基づき、市政運営を行って参りましたが、この計画が平成20年度をもって期間が満了することに伴い、今年度第5次計画の策定を行います。策定に当たっては市民の皆様のご意見を取り入れるため、次の2点について実施します。

▼市民検討委員の募集

市と協働してこの計画策定の内容について検討していただける人を募集します。

①募集基準

・18歳以上70歳未満の市民
または市内に通勤・通学する人

・市のまちづくりに関心のある人

②募集人数 5人

③活動内容

総合振興計画の基本構想、

将来計画に対する検討、意見・提言書の作成。平成21年3月頃まで平日夜間または土曜・日曜日に、会議を7回から8回程度予定しています。

④応募方法

応募用紙に必要な事項を書いて、郵送や電子メールなどでご応募ください。（6月19日（木）必着）応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。また、政策調整課の窓口や各公民館でも配布しています。

選考基準・選考方法、応募先など詳しくはホームページを参照してください。

(<http://www.city.satie.lg.jp>)

▼市民意識調査の実施

市政全般にわたる市民のニーズや満足度、要望、意見を伺うために実施し、その調査結果を総合振興計画上の施策や事業計画に反映することを目的としています。

6月中旬頃、無作為に抽出した2000人の市民に調査票を送付しますので、ご協力よろしく願います。

問合せ 政策調整課 ☎(43)

1111 内線4401・

FAX(43) 3783